

苫小牧市アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

苫小牧市アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道苫小牧市

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

苫小牧市には、昭和51年に苫小牧アイヌ協会（旧社団法人北海道ウタリ協会苫小牧支部）が設立され、その後、平成2年に生活館が開館し、苫小牧アイヌ協会をはじめとしたアイヌ関連団体及び個人が生活館を拠点に、アイヌ文化の復興や伝承に向け、各種アイヌ講座や伝統儀式を開催するなど、日々アイヌ文化の発信を行っている。

また、苫小牧市美術博物館において、北海道指定有形文化財であるアイヌ丸木舟をはじめとしたアイヌ関連資料の展示や、アイヌの文化や歴史を学ぶ講座を開催するなど、苫小牧市ではアイヌの歴史や文化を学ぶ機会の充実が図られており、アイヌ文化に対する市民の関心は高まりつつある。

一方で、苫小牧市には様々な要因により永続したコタンが残されなかつたため、土着文化の継承がなく、また、アイヌ関連団体の高齢化などによるアイヌ文化の担い手不足により、次世代へのアイヌ文化の円滑な継承が課題となっている。

民族共生象徴空間の開設に伴い、アイヌ文化に対する市民の関心はより一層高まることが予想されることから、市民がアイヌ文化に触れる機会をさらに増加させるとともに、今まで以上にアイヌ文化の普及啓発に努め、アイヌの人々が誇りを持って生活することができる環境を整備する必要がある。

※アイヌ関連団体（令和2年1月末現在）

・苫小牧アイヌ協会

（設立：昭和51年6月3日、代表者：鱗川 広美、会員数：124人）

・苫小牧うぽぼ

（設立：平成8年4月1日、代表者：佐々木 義春、会員数：20名）

・苫小民族文化伝承保存会

（設立：平成10年4月1日、代表者：安藤 健、会員数：20名）

- ・苫小牧アイヌ文化保存会

(設立：平成14年4月1日、代表者：鱗川 広美、会員数：32名)

※アイヌ文化等関連施設

- ・苫小牧市生活館

所在：苫小牧市矢代町2丁目1番11号

現況：平成2年11月25日設立。アイヌ文化伝承活動や、地域住民の交流の場となっている。

- ・苫小牧市美術博物館

所在：苫小牧市末広町3丁目9番7号

現況：昭和60年11月3日設立。各種芸術作品や歴史・自然史などに関する資料展示のほか、各種教育事業や調査研究に取り組んでいる。

また、常設展示室「アイヌのくらし」コーナーにおいて、アイヌ生活文化の紹介や関連資料を展示している。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

地域に存するアイヌ文化を発信し、アイヌ民族の歴史や文化に対する市民の理解を深めるとともに、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、アイヌの人々が誇りを持って生活し、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指す。

(3) 数値目標

| 事業 | アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業 | アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業 | 観光の振興その他の産業の振興に資する事業 | 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業 |
|-----------------|------------------------|--|----------------------|------------------------------|
| KPI | 講習会参加者数 | (仮称)「TOM AKOMAI×AI NUスペシャル マッチ」来場者 数 | 美術博物館 入館者数 | 生活館利用者数 |
| 令和2年度 (基準年度) | 延べ 138人/年間 | — | 延べ 36,100人/年間 | 延べ 2,400人/年間 |

| | | | | |
|-----------------|---------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 令和3年度 | 延べ 162人/年間 | — | 延べ 36,200人/年間 | 延べ 2,425人/年間 |
| 令和4年度 (中間年度) | 延べ 162人/年間 | — | 延べ 36,300人/年間 | 延べ 2,450人/年間 |
| 令和5年度 | 延べ 162人/年間 | 延べ 2,000人/年間 | 延べ 36,400人/年間 | 延べ 2,475人/年間 |
| 令和6年度 (最終目標) | 延べ 162人/年間 | — | 延べ 36,500人/年間 | 延べ 2,500人/年間 |

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ文化伝承事業

- ・アイヌ民族の伝承技術等を学ぶ刺繡や木彫等の各種講習会を開催し、アイヌ文化の伝承と普及に努めるとともに、アイヌ文化に対する市民の理解を深める。

■アイヌ紋様入り限定ユニフォーム着用（仮称）「TOMAKOMAI × AINU スペシャルマッチ」開催事業

- ・苫小牧市を本拠地とするアイスホッケーチームとアイヌ文化のコラボレーションとして、アイヌ紋様を取り入れた限定ユニフォームを作製し、プロスポーツチームが着用する事で話題の喚起を図るとともに、より多くの市民にアイヌ文化に触れる機会を創出し、アイヌ文化に対する市民の理解を深める。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化関連の観光プロモーション事業

- ・美術博物館常設展示室「アイヌのくらし」コーナーに、音声ガイダンス付デジタル画面解説機器を導入し、アイヌ文化をより分かりやすく発信する。
- ・美術博物館においてアイヌ歴史講座を開催し、アイヌの歴史や文化に対する市民の理解を深める。
- ・アイヌ文化及びアイヌ関連施設等の写真を掲載した多言語WEBサイトを作成し、アイヌ文化やアイヌ関連施設を紹介する。
また、WEBサイトのQRコードを付けた写真付きカードを配布し、施設への誘客促進を図る。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■アイヌ文化活動拠点である生活館の整備事業

- ・老朽化した生活館の施設整備を行い、施設利用の利便性を高めるとともに、アイヌの人々と地域住民との交流の場を整備する。

5 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1)文化振興事業

事業内容：4－2と同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）

事業費：**15,247千円**

(2)地域・産業振興事業

事業内容：4－3と同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）

事業費：**5,379千円**

(3)コミュニティ活動支援事業

事業内容：4－4と同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）

事業費：**1,959千円**

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■4－2に記載する事業は、地域の人々が**様々な形**でアイヌ文化を体験することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4－3に記載する事業は、アイヌ文化関連の観光プロモーションを実施することによって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4－4に記載する事業は、アイヌ民族や地域住民の活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

- ・全ての事業は、苫小牧市の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、それぞれ市の事業担当部署において事業者を特定若しくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、それぞれ市の事業担当部署において特定若しくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

地域計画策定に当たり、本市アイヌ関係団体と意見交換を行い、反対意見は出でていない。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

- ・3に記載するKPIである講習会参加者数、（仮称）「TOMAKOMAI×AINUスペシャルマッチ」来場者数、美術博物館入館者数、生活館利用者数について、実績値を公表する。

また、行政評価システム等により目標の達成状況について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間内における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成事業について、毎年度行政評価システム等に沿った効果検証を行い、翌年度以降の取組みに反映する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

- ・目標の達成状況に係る評価結果については、市公式WEBサイトにて公表する。